

## 第2章

# 組 織

### 第1節 職制

#### ◆ 職制の変遷

神戸市電気局の創立は、既に述べた大正6年8月1日であったが、創立時の従業員は、そのほとんどが神戸電気株式会社から、そっくり引き継いだ人たちで、総数は1,200人以上という当時としてはかなりの大世帯であった。

創業時従業員の職種別内訳はつぎのようなものであった。

課長6、書記48、技手51、書記補及び技手補

106、助手49、車掌及び同見習160、運転手及び同見習179、工手及び工夫353、職工58、集金員88、巡視6、電話手5、出札員10、給仕5、使丁8、踏切番46、常人夫37。ほかに市役所より転勤者として主事2、書記6、臨時雇員1であった。

そして、これらの従業員は電気局条例及び電気局処務規程によって、事務分掌を明確にするとともに、電気局職制として7課1係を設けて、公営としての電気事業はスタートしたのであった。

創業以来の大きな職制変遷はおおよそつぎのとおり。



創業当時の運輸課職員（大正6年11月D組親和会の人たち）



電気局本庁舎の看板

電気科 発電課 配電課  
 会計課  
 電気試験所  
 教習所  
 電気事業拡張部 電力係 軌道係

〔昭和2年10月〕科課制を廃止し、新たに部課制を実施。

庶務課  
 経理課  
 会計課  
 電気試験所  
 教習所  
 電車部  
 運輸課  
 工務課  
 車両課  
 工場  
 電気部

給電課 営業所  
 動力課 発電所  
 電路課

〔創業時〕 庶務課  
 会計課  
 電灯課  
 電気課  
 工務課  
 発電課  
 出納係

〔大正12年6月〕課制を廃止し、新たに科課制を実施。

総務科 庶務課 調査課  
 電灯科 給電課 線路課  
 電車科 運輸課 工務課

〔昭和3年3月〕電気局処務規程施行細則を制



大正15年頃の  
 電車科運輸課職員  
 上段左から2人目は  
 石田局長

定それぞれ各課に係を設置。

庶務課	文書係	人事係
経理課	主計係	調度係
会計課	出納係	倉庫係
電気試験所		
教習所		
電車部		
運輸課	庶務係	運転係 乗車券係
工務課	軌道係	建築係 電車線係
車両課	車両係	工場
電気部		
給電課	庶務係	営業係 技術係
動力課	工事係	電力係
電路課	線路係	地下鉄係 検査係

〔昭和5年8月〕バス事業創設に伴い、電車部を運輸部に改称、新たに自動車係を増設。

運輸部			
運輸課	庶務係	電車係	自動車係
	乗車券係		
			(関係分のみ)

〔昭和6年8月〕労働情勢の複雑化に伴う労務係の設置、営業所廃止、計算係及び収納係設置などのため、部課制を廃止し、新たに課制を実施。

庶務課	文書係	人事係	労務係
経理課	主計係	調度係	倉庫係
会計課			
運輸課	庶務係	電車係	自動車係
	車両係	教習所	
工務課	軌道係	建築係	電車係
	臨時建設係		
営業課	計算係	営業係	収納係
	技術係		
電気課	電力係	工事係	電路係
	調査係	発電所	
電気試験所			

〔昭和10年6月〕電車係及び自動車係に運輸事務所を設置。

運輸課	電車係	春日野運輸事務所
		布引運輸事務所
		須磨運輸事務所
	自動車係	灘運輸事務所
		東尻池運輸事務所

〔昭和13年5月〕課制を改め、新たに部課制を実施。また、運輸事務所は課所属とし、給電部営業課に営業所を設置。

庶務課	秘書係	文書係	労務係
会計課			
電気試験所	庶務係	試験係	
財務部			
主計課			
経理課			
用品課			
営繕課			
電気部			
電力課	庶務係	計算係	配電係
	建設係		
電路課	架空線係	地中線係	
給電部			
料金課	庶務係	収納係	
営業課	営業係	普及係	
	営業所	(灘、三宮、湊町、長田、須磨)	
内線課	工事係	引込線係	査定係
運輸部			
業務課	庶務係	乗車券係、教習所	
電車課	運輸事務所	(春日野、布引、須磨)	
自動車課	運輸事務所	(灘、東尻池)	
車両課			
工務部			
軌道課	庶務係	軌道係	
電車線課			

〔昭和17年5月〕配電部門出資により運輸事業のみとなったため、局名を交通局に改称。

〔昭和19年4月〕部課制を廃止し、新たな課制を実施。

総務課  
 労務課  
 病院  
 教習所  
 会計課  
 業務課  
 運輸課 運輸事務所（春日野、布引、須磨、灘、東尻池）  
 車両課  
 工務課  
 電気課

〔昭和20年3月〕課制を廃止し、新たに部課制を実施。

総務課 秘書係 文書係 主計係  
 不動産係  
 労務課 労務係 厚生係 事業係  
 会計課 調度係 統制物資係 用品係 出納係  
 整備課 整備係 技術係  
 病院  
 業務部  
 庶務課 庶務係 料金係 教習所  
 運輸課 要員係 運転係 現業係  
 運輸事務所（春日野、布引、須磨、灘、東尻池）  
 車両課 工場 車両係  
 工務課 軌道係 営繕係  
 電気課 電車線係 配電係

〔昭和20年9月〕部課制を廃止し、新たに課制を実施。なお、運輸事務所は須磨、東尻池及び東部（春日野、布引、灘を臨時統合）のみとな



昭和20年9月から25年5月までの本局庁舎



昭和25年5月から32年5月までの本局庁舎

った。また同月13日、本局を生田区橋通1丁目へ移転。

総務課 秘書係 財務係 労務係  
 厚生係 不動産係  
 会計課 資材係 用品係 出納係  
 運輸課 庶務係 運転係 料金係  
 運輸事務所（東部、東尻池、須磨）  
 技術課 庶務係 軌道係 電車線係  
 車両課 庶務係 工場 車両係  
 整備課 整備係 技術係  
 教習所 庶務係 教務係  
 病院

〔昭和22年8月〕神戸市事務分掌条例、同細則及び神戸市係設置規則が制定され、従来の課制を廃止し、新たに部課制を実施。

総務部

庶務課 庶務係 財務係 管財係  
 調査係  
 労務課 労務係 厚生係  
 会計課 資材係 用品係 出納係  
 教習所  
 職員厚生病院 (21年4月改称)

運輸部

業務課 庶務係 料金係 現業係  
 電車課 運転係 乗客係 運輸事務  
 所 (東部、東尻池、須磨)  
 自動車課 営業係 整備係 運輸事  
 務所 (灘、松原)

技術部

工務課 庶務係 軌道係 営繕係  
 電気課 電車線係 配電係  
 車両課 庶務係 計画係 工場

〔昭和25年5月〕 本局を生田区橋通3丁目1番地へ移転。

〔昭和25年12月〕 神戸市事務分掌条例及び同細則の一部改正並びに係設置規則の全部改正により、新たに部課制を実施。

総務部

庶務課 庶務係 財務係 管財係  
 調査係  
 労務課 労務係 厚生係  
 会計課 管財係 用品係 出納係  
 職員厚生病院  
 教習所

運輸部

業務課 庶務係 料金係 現業係  
 電車課 運転係 乗客係 運輸事務  
 所 (春日野、布引、東尻池、  
 須磨)  
 自動車課 営業係 整備係 運輸事  
 務所 (灘、松原)

技術部

工務課 庶務係 軌道係 営繕係  
 電気課 電車線係 配電係 通信係  
 車両課 庶務係 計画係 工場  
 (事業所)

〔昭和27年5月〕 係制度を廃止、これに代わって課に分任主査を置く。また、職員厚生病院などは、神戸市事業所となる。

総務部

庶務課 庶務係 管財係

種別	所属	事業所名
第1類	交通局総務部	職員厚生病院
第2類	交通局総務部労務課	交通局教習所 電車運輸事務所 (春日野、布引) (東尻池、須磨) 自動車運輸事務所 (灘、松原) 電車車両工場
	交通局運輸部電車課	
	交通局運輸部自動車課	
	交通局技術部車両課	
第3類	交通局運輸部自動車課の自動車整備工場	

〔昭和27年10月〕 地方公営企業法の施行に伴い神戸市交通事業の設置等に関する条例の規定により神戸市交通局分課規程及び神戸市交通局事業所規程を制定。

総務部

庶務課 庶務係 不動産係  
 労務課 人事係 厚生係  
 会計課 財務係 出納係  
 調度課 契約係 用品係

営業部

業務課 庶務係 現業係 乗車券係  
 電車課 運転係 乗客係  
 自動車課 営業係 整備係

技術部

工務部 庶務係 軌道係 営繕係  
 電気課 電車線係 配電係  
 車両課 計画係  
 (事業所)

種 別	所 属	事 業 所 名
第1類	総務部	職員厚生病院
第2類	総務部労務課	教 習 所
	運輸部電車課	電車運輸事務所 (春日野、布引)
	運輸部自動車課	(東尻池、須磨) 自動車運輸事務所 (灘、松原)
	技術部車両課	電車車両工場
第3類	運輸事務所出張所、自動車整備工場、軌道、 営繕、通信及び電車線現業所、変電所、車 庫、その他これらに類する事業所	

〔昭和32年5月〕 本局を生田区加納町6丁目7番地（市庁舎7階）へ移転。

〔昭和33年4月〕 神戸市交通局分課規程を改正し、係制を復活。

総務部

庶務課 庶務係 調査係  
 労務課 労務係 給与係 厚生係  
 教習所  
 会計課 財務係 出納係 管財係  
 調度課 契約係 用品係

営業部

業務課 庶務係 現業係 料金係  
 電車課 運転係 整備係 運輸事務  
 所（石屋川、春日野、東尻  
 池、須磨）  
 自動車課 営業係 整備係 運輸事  
 務所（布引、灘、松原）

技術部

工務課 庶務係 軌道係 営繕係  
 電気課 電車線係 配電係  
 車両課 計画係 工場

〔昭和36年4月〕 神戸市交通局分課規程の一部を改正、総務部より庶務課を独立、庶務調査係を企画調査係に、労務課人事係を労務係に変更。また、神戸市交通局事業所規程の一部改正により教習所は第一類事業所となり2係を設置。

庶務課 庶務係 企画調査係

総務部

労務課 労務係 給与係 厚生係  
 教習所 庶務係 教務係

営業部

自動車課 計画係 運転係 観光パ  
 ス係 整備係 運輸事務  
 所（関係分のみ）

〔昭和38年4月〕 神戸市交通局分課規程の一部改正により、自動車課及び車両課にそれぞれ車庫係を設け、また同規程第3条第2項中「課に主査を」改め「局に主幹を、部に副主幹を、課に主査を」に改めた。また、交通局事業所規程の一部改正を実施。

この職制改正のねらいは、①自動車部門の拡充強化、②運輸事務所管理体制の確立などであった。

庶務課 庶務係 企画調査係 主査  
 総務部

労務課 労務係 給与係 厚生係  
 主査

営業部

石屋川電車運輸事務所  
 春日野電車運輸事務所  
 須磨電車運輸事務所  
 自動車課 計画係 運転係 観光パ  
 ス係 整備係 車庫係

灘自動車運輸事務所

布引自動車運輸事務所

松原自動車運輸事務所

技術部

車両課 計画係 車庫係

副主幹

（関係分のみ）

〔昭和39年5月〕 神戸市交通局車両工場事務分掌規程の制定、神戸市交通局分課規程等の一部

改正を実施。車両工場完成に伴い電車・自動車工場の統合及び電車課、自動車課と運輸事務所の性格の明確化を図った。

庶務課 庶務係 企画調査係 主査  
総務部

労務課 労務係 給与係 厚生係  
主査

会計課 財務係 出納係 管財係

調度課 契約係 用品係

教習所 庶務係 教務係

営業部

業務課 庶務係 現業係 料金係

電車課 運転係 乗客係

石屋川電車運輸事務所 副所長 2

和田電車運輸事務所 副所長 2

須磨電車運輸事務所 副所長 2

水族館長 事務長

主幹

自動車課 計画係 運転係 観光パ  
ス係

灘自動車運輸事務所 副所長 2

布引自動車運輸事務所 副所長 2

松原自動車運輸事務所 副所長 2

玉津出張所

技術部

工務課 軌道係 営繕係 主査

電気課 電車線係 配電係 主査

副主幹

車両工場 管理係 計画係 電機係

機械係 車体系 電車車

庫係 自動車車庫係

職員厚生病院長

副院長 事務長

〔昭和41年3月〕神戸市交通局自動車運輸事務所分掌規程の一部を改正、出張所を第2類事務所に改めた。

自動車課 須磨運輸事務所

玉津運輸事務所

〔昭和41年6月〕神戸市交通局分課規程等の一部改正を実施。会計課を経理課に、また、部にも主査を設置。

経理課 財務係 出納係 契約係  
用品係

庶務課 庶務係 企画調査係 管財  
係 主査2

教習所長 副所長

自動車課 計画係 運転係 観光パ  
ス係 主査1

電気課 電車線係 配電係 主査2

技術部 主査6

〔昭和42年5月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正。労務係を人事係に、電車課に乗客第1係と乗客第2係を設置したほか、労務課、業務課、工務課、電気課、技術部、水族館にそれぞれ主査を設置した。

〔昭和43年3月〕神戸市交通局事業所規程の一部改正等により、第2類事業所として魚崎運輸事務所を設置。また、同時に水族館及び職員厚生病院移管に伴い、関係規程を整備した。

〔昭和44年4月〕神戸市交通局分課規程等の一部改正を実施。軌道事業部門の縮小など交通事業の財政健全化への体制づくりとしての、大幅な職制及び事務分掌の改正が行われた。

総務部では、庶務課を部内に、教習所を研修係に。また営業部では乗客係を総合して業務課所属に、自動車事業関係技術部門の組織編成替えを図った。

総務部

庶務課 渉外広報係 企画調査係  
主査3

労務課 人事係 給与係 厚生係



交通局本庁舎ビル（市役所3号館）

研修係  
 經理課 財務係 出納係 契約係  
 主査  
 営業部  
 業務課 庶務係 現業係 安全対策  
 係 料金係 乗客係  
 電車課 運転係 主査  
 和田電車運輸事務所 副所長2  
 須磨電車運輸事務所 副所長2  
 主幹  
 自動車課 調整係 計画係 運転係  
 魚崎自動車運輸事務所 副所長2  
 灘自動車運輸事務所 副所長2  
 布引自動車運輸事務所 副所長2  
 松原自動車運輸事務所 副所長2  
 須磨自動車運輸事務所 副所長2  
 石屋川自動車運輸事務所 副所長  
 玉津自動車運輸事務所 副所長  
 技術部  
 施設課 軌道係 営繕課 電気係  
 主査3

車両工場長 計画係 整備係  
 検査係 車庫係 主査  
 調査室  
 副主幹2 主査4

〔昭和45年4月〕機構改革に伴い、神戸市交通局分課規程の一部を改正。改正に伴う読み替えはつぎのとおり。

旧	新
調査室	高速鉄道建設部
主幹（自動車事業担当）	営業部長
主幹（高速調査事務担当）	高速鉄道建設部長
業務課（庶務係、料金係）	管理課
電車課	運転課
自動車課	
業務課（現業係）	乗客課（事故係）
業務課（安全対策係）	乗客課（安全対策係）
業務課（料金係）	管理課（料金係）
業務課（乗客係）	乗客課（乗客係）
電車課（索道営業所）	運転課（索道営業所）
第2類運輸事務所	——
旭変電所	——

（関係分のみ）

〔昭和46年4月〕機構改革により神戸市交通局分課規程の一部を改正した。

総務部  
 庶務課 庶務係 文書係 企画調査  
 係 電子計算係  
 労務課 人事係 給与係 厚生係  
 研修係  
 經理課 財務係 出納係 管財係  
 施設係 主査2  
 営業部  
 業務課 庶務係 事業係 料金係  
 主査 索道営業所長  
 運転課 計画係 運転係 観光貸切  
 係



乗客課 安全対策係 乗客係 事故係  
 車両課 計画係 整備係 検査係  
 車庫係 車庫長(魚崎・灘・布引・松原・須磨)  
 高速鉄道建設部  
 管理課 管理係 用地係  
 計画課 計画係 調査係  
 設計課 電機係 設計第1係 設計第2係 電路係 建築係  
 主査4

主幹

なお、運輸事務所は魚崎・石屋川・灘・布引・松原・須磨・玉津の第1類7か所となった。

〔昭和47年4月〕機構改革に伴い神戸市交通局分課規程の一部を改正。

労務課 労務係 厚生係 研修係  
 経理課 財務係 出納係 契約係  
 管財係  
 管理課 管理係 調査係 用地係  
 設計課 計画係 設計第1係 設計第2係  
 工事課 工務係 技術係 工事係  
 技術課 電力係 通信信号係 機械係 建築係 施設係

(関係分のみ)

〔昭和48年4月〕機構改革に伴う神戸市交通局分課規程の一部を改正。経理課に検収係、施設係を設け、管理課に開業計画係を設け、用地係は用地第1係、用地第2係、用地第3係とした。

〔昭和50年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正。労務課を職員課に、労務係を職員係に営業部を自動車部に改め、高速鉄道建設部をつぎのとおり改めた。

高速鉄道部

管理課 管理係 調査係  
 営業課 営業係 運輸係  
 用地課 用地第1係 用地第2係  
 設計課 計画係 設計第1係 設計第2係建築係  
 工事課 工務係 技術係 工事係  
 軌道係  
 技術課 電力係 通信信号係  
 設備係

(関係分のみ)

〔昭和51年8月〕神戸市交通局分課規程の一部改正及び高速鉄道事業所事務分掌規程の制定。

電気課 信号通信係 電力係 設備係 変電区 電気区  
 施設車両課 計画係 検査係  
 軌道係  
 営業課 営業係 運輸係 乗務区 駅務区

(関係分のみ)

〔昭和52年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正。庶務課から電子計算係を廃止、経理課施設係を業務課へ移した。

〔昭和54年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正。経理課管財係を庶務課へ、業務課事業係と料金係を統合し営業係に、運転課観光貸切係を観光バス係と改称。また、高速鉄道部建設事務所に建設第4係及び建設第5係を設けた。

〔昭和54年8月〕神戸市交通局建設事務所事務分掌規程の一部を改正。高速鉄道山手線建設工事区間の拡大に伴い、従来の建設事務所を第1建設事務所に、新たに第2建設事務所を設置、第1建設事務所に建設第1係、建設第2係及び建設第3係を、第2建設事務所に建設第1係、建設第2係を設けた。

〔昭和55年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正、乗客課の安全対策係・乗客係を統合して乗客係に、用地課用地第1係・用地第1係を管理課用地係とした。

〔昭和56年4月〕神戸市交通局事務分掌規程の一部を改正、高速鉄道山手線・西神線建設区間拡大に伴い、第2建設事務所に建設第3係を増設した。

〔昭和57年4月〕機構改革により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、自動車部の業務課を営業課に改め、乗客課を廃止した。また、高速鉄道部の営業課を運輸課に改めた。

〔昭和58年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正、総務部庶務課文書係・管財係を統合して広報管財係に、自動車部営業係を運転課に、運転課の観光バス係を営業課に、高速鉄道部管理課の調査係を営業係に、運輸課の営業係・運輸係を運輸係に、それぞれ変更した。

〔昭和58年12月〕神戸市交通局灘運輸事務所（灘車庫を含む）を廃止、落合運輸事務所（落合車庫を含む）を新設した。

〔昭和59年4月〕職制改正により、神戸市交通局事業所規程を改正、高速鉄道部運輸課に第2類の事業所として、運転指令区を設置した。

〔昭和60年4月〕高速鉄道山手線の工事完了に伴い、高速鉄道部第1建設事務所を建設事務所に改め、第2建設事務所及び建設第3係を廃止した。また、高速鉄道部運輸課の駅務区を東部駅務区・西部駅務区及び三宮駅に分割、設計課の設計第1係・設計第2係を統合して設計係とした。

〔昭和61年4月〕職制改正により、高速鉄道部の設計課を計画課に変更、施設課を新設した。

〔昭和62年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正、職員課の職員係を人事係及び労務係とし、経理課の検収係・営業課の施設係及び計画課の設計係を廃止した。また、高速鉄道部の工事課を工務課に、施設車両課を鉄道車両課に改めた。同時に神戸市交通局事業所規程を改正、「運輸事務所」を「営業所」に改めた。

〔昭和63年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正、高速鉄道部に乗客サービス課を新設し、管理課の用地係を廃止した。

〔平成元年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正、自動車部営業課の事故係と運転課の乗客係を統合し、乗客課乗客係・事故係を新設する。また、神戸市交通局営業所事務分掌規程を改正、六甲アイランド操車場を魚崎営業所に、有野操車場を布引営業所に、西神営業所を垂水営業所の所管とした。

〔平成2年4月〕神戸市交通局営業所事務分掌規程を改正、六甲アイランド暫定輸送の期間終了。

〔平成2年2月20日〕六甲アイランド操車場を廃止、平成2年4月7日からのシティー・ループバス運行に伴いポートアイランド操車場を新設し、布引営業所の所管とした。

〔平成3年4月〕職制改正の実施に伴い、神戸市交通局分課規程の一部を改正、高速鉄道部計画課を廃止し、新線準備室を新設、調査課・計画課を設置した。

〔平成4年4月〕神戸市交通局分課規程の一部を改正、高速鉄道部管理課の調査係を廃止した。

〔平成5年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、高速鉄道部を

高速鉄道運輸部に、新線準備室を高速鉄道技術部に改めた。これに伴い、工務課・施設課・電気課及び鉄道車両課を高速鉄道技術部に移管した。また、自動車部の布引営業所を廃止し、代替として中央営業所を新設、西神操車場を西神営業所に変更した。

【平成7年4月】職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、高速鉄道部調査課の推進係を用地第1係・用地第2係に変更した。また、神戸市交通局車庫事務分掌規程の一部を改正、魚崎車庫・中央車庫・松原車庫を東部車庫に、須磨車庫・落合車庫を西部車庫に変更した。

【平成8年4月】職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部をつぎのとおり改正した。

- ・庶務課と経理課を統合し、総務課とした。
- ・調度係を廃止した。
- ・乗客課を廃止し、渉外係は営業課へ、乗客係は運転課に移管した。
- ・車両課整備係を廃止した。
- ・高速鉄道運輸部を高速鉄道部に、高速鉄道技術部を技術部に変更した。
- ・管理課と乗客サービス課を統合し、計画課とした。
- ・調査課と計画課を統合し、計画課とした。
- ・建設事務所を西部建設事務所に名称変更し、東部建設事務所を新設した。

【平成9年4月】職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、職員課人事係と厚生係を統合して職員係、計画課設計第1係と設計第2係を統合して設計係、営業課の庶務係を調整係に変更した。

【平成10年4月】職制改正を実施、高速鉄道海岸線建設工事の推進を図るため技術部を廃止し

て海岸線建設室を新設した。また、営業推進課を営業管理課に変更した。

【平成11年4月】職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、総務課の庶務係と企画係を統合して総務係とし、営業管理課に事業調整係を新設した。また、観光バス事業からの撤退に伴い、観光バス係を廃止した。

【平成12年4月】職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部をつぎのとおり改正した。

- ・総務課の事業改善係を廃止した。
- ・営業企画推進室及び同室に企画係営業第1係、営業第2係を新設した。
- ・営業課と運転課を統合し、運転管理課とした。
- ・営業管理課を管理課と名称変更した。
- ・東部建設事務所・西部建設事務所を統合して建設事務所とし、建設第1係・建設第2係及び建設第3係を設置した。

【平成13年4月】職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、総務部、自動車部、高速鉄道部の部制を廃止し、新たな課制を実施した。概略は次のとおり。

- ・「経営企画調整課」を新設した。
- ・「営業企画推進室」を「営業推進課」に、「運転管理課」を「市バス運輸サービス課」に、「車両課」を「市バス車両課」に、「運輸課」を「地下鉄運輸サービス課」に、「電気課」を「電気システム課」に、「鉄道車両課」を「地下鉄車両課」に、「管理課」・「施設課」を統合し「施設管理課」に各々改めた。

【平成14年4月】職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、執行体制の見直しに伴い総務課出納係を廃止し、総務係に業務を移管した。電気システム課に新たにシステム係を新設した。地下鉄海岸線の開業に伴い、

海岸線建設室を廃止し、地下鉄運輸サービス課乗務区を名谷乗務区と荻藻乗務区に再編し、管区に新たに海岸線管区を新設した。

〔平成15年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、市バス運輸サービス課運輸係を調査係、運転係に再編した。

〔平成16年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、地下鉄車両課に新たに御崎検修係を新設した。

〔平成17年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、営業所の委託化に伴い、魚崎営業所、松原営業所の2営業所を委託し、須磨営業所を廃止した。安心・安全な運行体制を確保するため、地下鉄運輸サービス課に安全対策係を新設した。

〔平成18年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、市バス車両課に整備係を新設し、営業所の委託化に伴い、東部車庫、西部車庫を統合し、車庫を新設した。営業所の委託により、落合営業所、西神営業所の2営業所を委託した。

〔平成19年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、営業部門を強化するため、営業推進課営業第1係、営業第2係を推進係、資産活用係、事業活性係に再編した。

〔平成20年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、自動車部、高速鉄道部を新設し、次長、2部制を採用した。経営企画調整課計画係を廃止し、営業推進課営業企画係を新設し、計画係の業務を移管した。地下鉄車両課保線区を施設管理課へ移管し、施設管理課保線区とした。施設管理課土木係を計

画係へ改めた。

〔平成26年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、市バス運輸サービス課安全管理係を廃止し、バス停施設係を新設した。駅務サービス体制の強化のため、地下鉄運輸サービス課東部管区、西部管区を三宮管区、名谷管区、西神中央管区に分割した。

〔平成27年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、審査機能の強化のため、総務課に審査出納係を新設した。営業力の強化と業務の効率化のため、営業推進課営業企画係及び事業活性係を統合し、企画事業係を新設した。業務内容に合わせた名称変更のため、電気システム課電気係を信号通信係に、システム係を電力係に改めた。

〔平成28年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、業務内容及び業務量に応じた執行体制の見直しに伴い、地下鉄運輸サービス課を地下鉄運輸サービス課、運転統括所、駅務統括所に分割した。

〔平成29年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、次長を廃止し、新たに経営企画部を新設した。業務内容に応じた執行体制の見直しにより、経営企画調整課を廃止し、企画係を総務課へ、調整係を営業推進課へ移管し、施設管理課を施設課に改め、管理係を廃止した。

〔平成30年4月〕職制改正の実施により、神戸市交通局分課規程の一部を改正、市バス運輸サービス課バス停施設係をお客様サービス係に、市バス運輸サービス課お客様サービス係を安全管理・教育係へ改めた。

## 第2節 外郭団体

### ◆ 神戸交通振興株式会社

#### 1 沿革

神戸交通振興株式会社は、市営交通を取り巻く厳しい企業環境のもとにあって、市営交通事業の経営改善に資する事業とともに、交通事業に関連する事業の経営を行い、その事業活動を通じて、市営交通事業の経営基盤の強化に貢献し、乗客の利便・サービス向上に寄与することを目的として、昭和59（1984）年3月30日に設立された。

#### 2 会社の概要

##### ① 商号

神戸交通振興株式会社

##### ② 所在地

神戸市長田区松野通1丁目2番1号新長田  
地下鉄ビル

##### ③ 設立

昭和59年3月30日

##### ④ 資本金

払込資本金 55,000千円  
(神戸市払込額50,000千円)

##### ⑤ 役員

7名（平成31年4月1日現在）  
代表取締役社長、代表取締役専務、取締役常務（以上は常勤）、取締役3名、監査役1名（取締役のうち2名は市職員、取締役のうち1名と監査役は民間から）

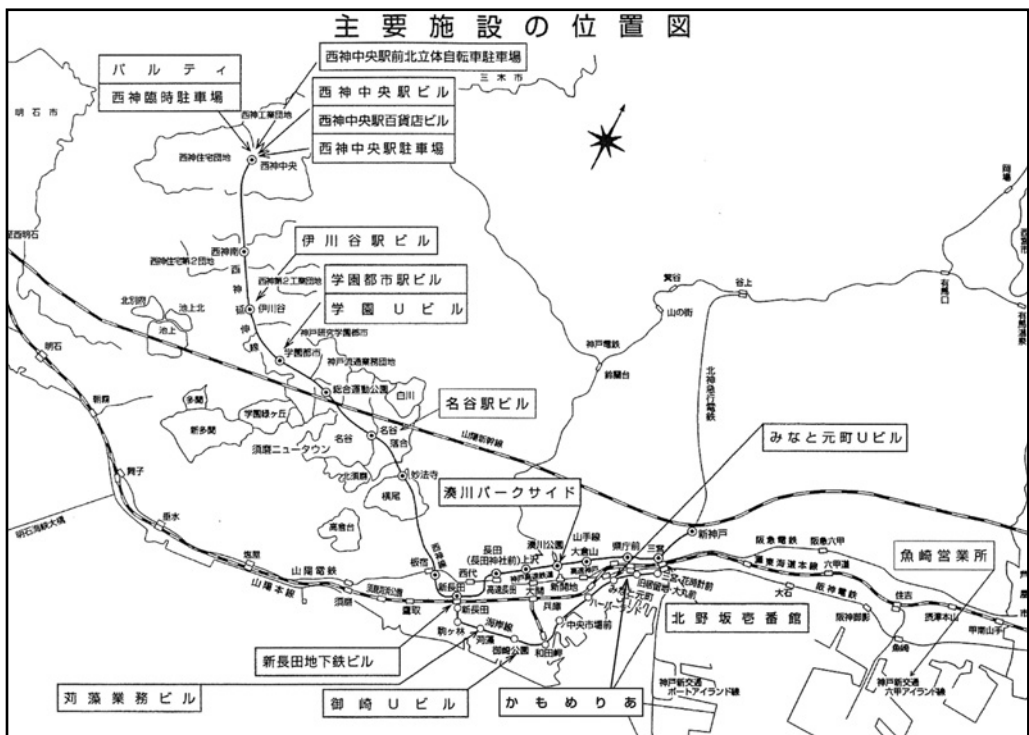
##### ⑥ 社員数

384人（平成31年4月現在）

##### ⑦ 事業内容

ア ビル経営事業

神戸市交通局が貸し付けた市営高速鉄道



の駅ビル等（10ビル）及び自社ビル（2ビル）においてテナント賃貸事業を行っている。

イ 自動車運輸事業

バス事業（3路線）を経営するとともに、神戸市交通局から市バス営業所の管理運営及び車両整備を受託している。

(1) 自主路線

- ①山手線 三宮センター街東口－湊川公園東口－神戸駅前
- ②シティー・ループ線 メリケンパーク（かもめりあ）－ハーバーランド－旧居留地－三宮－北野－新神戸駅前－三宮－メリケンパーク
- ③神戸山麓線（7系統） 市民福祉交流センター前－湊川公園－神戸駅前

(2) 受託業務

- ①車両整備
- ②魚崎営業所の管理運営



シティー・ループ

ウ 市営高速鉄道関連受託事業

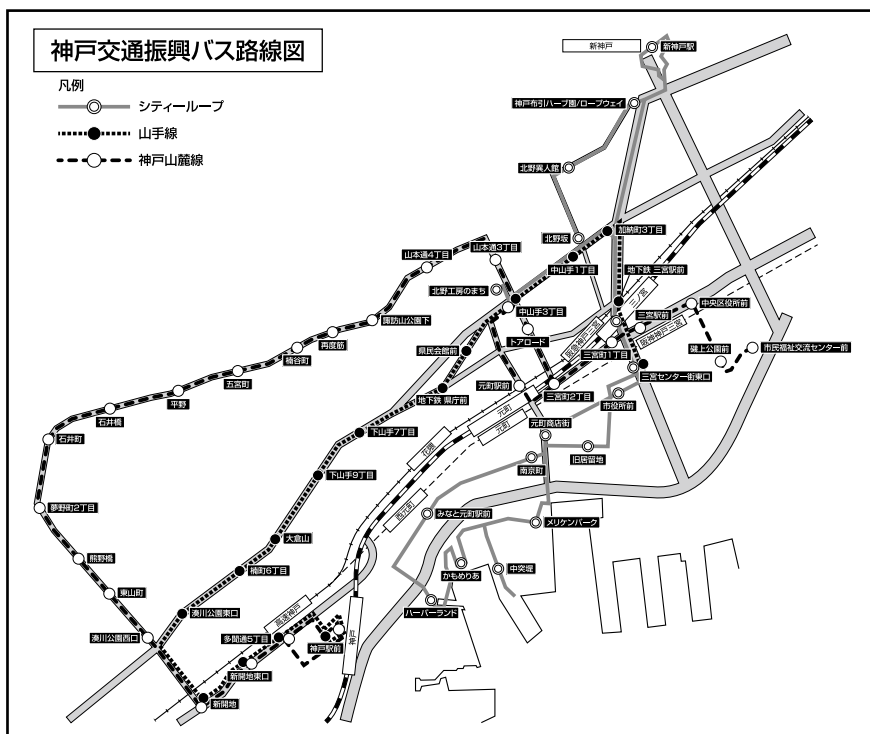
神戸市交通局から市営高速鉄道の駅務業務を受託している。

エ 市営高速鉄道駅構内営業事業

市営高速鉄道駅構内等においてコンビニエンスストア等の経営を行っている。

オ パルティ事業

市営高速鉄道西神車庫の未利用地（西区美賀多台9丁目）を有効活用するため、商業施設「パーティ」を経営している。



#### カ 広告事業

市バス・地下鉄の車内広告及び地下鉄構内の広告について広告代理（取次）業務を行っている。

#### キ 乗車券事業

各種乗車券（定期券・カード）の販売（三宮、神戸駅前、新長田、名谷の4か所）及び忘れ物取扱所業務（三宮）を神戸市交通局からの受託により行っている。

#### ク 駐車場・自転車駐車場事業

市営高速鉄道西神中央駅南側の立体駐車場及び西神臨時駐車場の経営を行っている。

また、同駅において、神戸市交通局の用地を有効活用するため、自転車駐車場の経営を行っている。

## 3 定 款

### 第1章 総 則

#### (商 号)

第1条 当社は、神戸交通振興株式会社と称する。

#### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 神戸市交通局からの受託事業及び経営改善に資する事業
- (2) 神戸市交通事業に関連する不動産の取得、建設、貸借、処分及び管理運営に関する事業
- (3) 雑誌、書籍、日用品雑貨、食料品及び飲食物の販売業
- (4) 酒類、切手及び印紙の販売業
- (5) 神戸市交通事業にかかる乗客の利便・サービス施設の経営管理に関する事業
- (6) 広告代理業
- (7) 旅客自動車運送事業
- (8) 携帯電話販売業

- (9) その他前各号に関連する業務及び前各号の目的を達成する為に必要な事業

(本 店)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行可能株式総数は4,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株式は、1株券、10株券、100株券の3種とする。

(株式譲渡の制限)

第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主又は取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第10条 株式の名義書換その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨

時に基準日を定めることができる。

(株券不所持の申出)

第12条 当会社の株主は、株券不所持の申出をすることができる。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は代表取締役社長をこれに任じ、社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を総会毎に会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役・取締役会及び監査役

(定 数)

第17条 当会社に次の役員を置く。  
取 締 役 3名以上  
監 査 役 1名以上

(選任決議)

第18条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、取締役については、選任後2年以内、監査役については、同4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。但し、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任者の残任期間と同一とし、補欠のため選任された監査役は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議により、取締役社長及び専務取締役各1名並びに常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第21条 取締役社長及び専務取締役は各自当会社を代表する。

2 取締役社長及び専務取締役のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第22条 取締役社長は、取締役会を主宰する。

2 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、社務を統轄する。

3 専務取締役は、取締役社長を補佐して、社務の処理にあたる。

4 常務取締役は、取締役社長及び専務取締役を補佐して、常務を処理する。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前に発する。但し、取締役全員の同意がある場合は、招集手続を省略して会議を開くことができる。

(取締役会の招集・議長)

第24条 取締役会は代表取締役社長がこれを



## 4 あ ゆ み

招集し、かつ議長となる。代表取締役社長が不在または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、議決に加わることができない取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関しては、この定款のほかに取締役会において定める規則による。

(監査役の監査の範囲)

第27条 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(非業務執行取締役等の責任免除等)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項の最低責任限度額とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第30条 剰余金は株主総会の承認を得て処分する。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第31条 当社の剰余金の配当は、毎年事業年度末日の株主名簿に記載された株主に配当する。剰余金の配当が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

昭和59年3月	会社設立発起人会開催
〳	創立総会開催
〳	神戸交通振興(株)設立（本社を中央区江戸町98番地に設置）
4月	広告事業開始（市バス関連媒体の代理店業務）
〳	受託事業開始
	・地下鉄関連業務
	・駅舎清掃、駅務機器、機械設備等の保守点検
	・市バス関連業務
	・車両誘導警備及び施設管理
昭和60年3月	名谷駅構内店（書店）営業開始
4月	市バス車両整備受託業務開始
6月	地下鉄関連広告媒体の取次業務等開始
〳	学園都市駅ビル開業
9月	Uライン三宮ビル開業
12月	新神戸駅構内店（名産品店）営業開始
昭和61年4月	地下鉄関連業務（空調・換気設備等の保守点検）の受託事業開始
11月	本社を中央区三宮町1丁目9番1-908に移転
昭和62年3月	西神中央駅ビル（1階店舗）開業
〳	伊川谷駅ビル開業
〳	西神中央駅臨時駐車場、伊川谷駅駐車場営業開始
〳	妙法寺駅構内店（レンタルショップ）営業開始
昭和63年3月	市バス六甲アイランド暫定輸送事業開始及び同輸送に係る営業所の開設
〳	西神中央駅ビル（2階店舗）開

業。同駅ビルの愛称を「フェル  
マータU」と決定

4月 地下鉄関連駅務機器保守点検業  
務の受託事業開始

9月 新神戸駅構内店（観光案内コー  
ナー）開業

平成元年6月 西神中央駅百貨店ビル起工式

9月 三宮駅構内店（喫茶店）開業

12月 伊川谷駅駐車場拡張（110台  
→240台）

平成2年2月 六甲アイランド暫定バス輸送事  
業終了

5月 当社車両工場新築移転

8月 当社西神事務所開設

9月 西神中央駅百貨店ビル・西神中  
央駅駐車場竣工  
同駐車場営業開始

10月 西神中央駅百貨店ビル開業

平成3年9月 本社事務所を三宮センタープラ  
ザ14階へ移転

12月 伊川谷駅駐車場増設（240台  
→476台）

平成5年3月 西神南駅構内店（書店）開業

〃 当社自社ビル「北野坂壺番館」  
ビル建設着工

4月 布引臨時駐車場開設

9月 布引臨時駐車場閉鎖

平成6年5月 「北野坂壺番館」竣工

6月 「北野坂壺番館」開業

平成7年1月 阪神・淡路大震災による自社ビ  
ル「北野坂壺番館」被災・営業  
休止

8月 「北野坂壺番館」営業再開

9月 湊川パークサイド開業

平成8年4月 地下鉄車両・設備等の保守点検  
業務の受託事業開始

8月 神戸都市振興㈱から新長田地下  
鉄ビルの営業権譲り受け

平成9年1月 「北野坂壺番館」共同事業者か  
ら、建物の持分及びその所有地  
を買取

平成10年10月 学園都市駅変電所の上部有効利  
用として当社自社ビル「学園U  
ビル」の建設着工

平成11年2月 「学園Uビル」竣工・開業

5月 西神南駅構内店（喫茶・パン店）  
開業

平成12年3月 西神中央駅駐車場自動化

〃 御崎Uビル開業

5月 本社を兵庫区御崎町1丁目2番  
1号（御崎Uビル）に移転

7月 苺藻業務ビルの開業



パルティ



学園Uビル

- |         |   |         |   |
|---------|---|---------|---|
| 10月     | みなと元町Uビルの開業   | 4月      | バス自主事業（ポーアイキャンパス線）について神姫バスとの共同運行開始            |
| 平成14年2月 | 地下鉄海岸線及び西神山手線の駅業務の一部事業を受託<br>バス自主事業・ポーアイキャンパス線の運行開始 | 平成20年4月 | バス自主事業（ポーアイキャンパス線）を民間バス事業者（神姫バス）に引継ぎ          |
| 8月      | バス自主事業・山手線の運行開始                                     | 5月      | 地下鉄西神・山手線（11駅）に駅掌の人材派遣開始                      |
| 平成15年4月 | バス自主事業・シティー・ループ線の運行開始                               | 〃       | 地下鉄西神・山手線三宮駅構内店舗（Uライン スイーツ ステーション）開店          |
| 10月     | 駅構内売店型コンビニエンスストア（フランチャイズ契約）を西神中央駅に開店                | 〃       | 高倉臨時駐車場の閉場                                    |
| 平成16年3月 | 社団法人神戸市交通局公済会解散                                     | 10月     | 本社を長田区松野通1丁目2番1号（新長田地下鉄ビル）に移転                 |
| 4月      | 神戸交通振興㈱に事業統合  | 平成22年3月 | 神戸市交通局から忘れ物取扱業務の受託                            |
| 〃       | 神戸市交通局から有野営業所の市バス運行事業を受託                            | 平成23年4月 | 魚崎営業所の市バス運行事業を提案競技により受託（5年間）                  |
| 平成17年4月 | 神戸市交通局から魚崎営業所の市バス運行事業を受託                            | 5月      | 地下鉄西神・山手線7駅（新神戸、県庁前、湊川公園、長田、板宿、妙法寺、伊川谷）の駅業務受託 |
| 〃       | 地下鉄海岸線（全10駅）の駅業務受託                                  |         |   |
| 平成19年3月 | 長田臨時駐車場を閉場  |         |   |



北野坂番館



神戸交通振興㈱が入居する新長田地下鉄ビル

	業務を受託		トア10店舗を順次開店（新たなフランチャイズ契約）
12月	駅構内売店型コンビニエンスストア（フランチャイズ契約）のミニ店舗を三宮東・新神戸駅に開店	平成26年 8月	神戸市交通局から地下鉄西神・山手線上沢駅の駅務業務を受託（計8駅）
平成24年 3月	神戸市交通局の有野営業所の受託事業を終了	平成28年 3月	保険代理店業務の廃止
〃	駅構内売店型コンビニエンスストア（フランチャイズ契約）のミニ店舗を妙法寺駅に開店	4月	魚崎営業所の市バス運行事業を提案競技により受託（5年間）
平成25年 4月	神戸市交通局から地下鉄西神・山手線7駅の管区業務を受託	平成30年 2月	ポータ일랜드営業所移転、かもめりあ営業所を開設
9月	駅構内売店型コンビニエンスストア西神中央店及びミニ店舗（新神戸駅・三宮駅・妙法寺駅）の営業終了（フランチャイズ契約の満了）	3月	バス自主事業・ポーアイキャンパス線を廃止
11月	駅構内売店型コンビニエンス	4月	バス自主事業・山麓線の運行開始